

第1章 報酬・費用弁償

福岡都市圏南部環境事業組合議員の議員報酬及び特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償に関する条例

〔平成18年8月7日〕
〔条例第18号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定に基づき準用する同法第203条第4項及び第203条の2第4項の規定に基づき、議員の議員報酬及び特別職の職員で非常勤のものに対する報酬(以下「報酬」という。)並びに費用弁償の額及びその支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特別職職員)

第2条 この条例において、特別職職員とは次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 議会の議長、副議長及び議員
- (2) 監査委員
- (3) 臨時又は非常勤の顧問、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(報酬の額)

第3条 前条に規定する特別職職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

(費用弁償)

第4条 特別職職員が公務のために旅行したときは、費用弁償として旅費を支給するものとし、その額は別表のとおりとする。ただし、これによることが適当でないと認められる場合は、管理者が別に定める。

- 2 第2条第1号に掲げる特別職職員が議会の招集に応じ議会に出席した場合、又は委員会に出席した場合は、費用弁償として1日につき2,500円を支給する。
- 3 第2条第2号及び第3号に掲げる特別職職員が職務を行うために出席した場合は、費用弁償として1日につき2,500円を支給する。ただし、これによることが適当でないと認められる場合は、管理者が別に定める。

(支給方法等)

第5条 報酬の計算期間は、月の1日から末日までとする。

- 2 報酬は、毎年9月及び3月の20日(その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日)に支給する。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、これを変更して支給することができる。
- 3 特別職職員が月の中途において、その職に就任し、又は離職したときの報酬月額は、

その期間の現日数から福岡都市圏南部環境事業組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 18 年条例第 6 号）第 2 条第 4 項、第 6 項及び第 7 項の規定に基づく週休日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算した額とする。

4 この条例に定めるものを除くほか、報酬及び旅費の支給方法については、福岡都市圏南部環境事業組合職員の給与に関する条例（平成 18 年条例第 8 号）及び福岡都市圏南部環境事業組合職員等の旅費に関する条例（平成 18 年条例第 9 号）の適用を受ける職員の例による。

（委任）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 18 年 5 月 1 日から適用する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日条例第 3 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 8 月 1 日条例第 4 号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 69 号）の施行の日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 29 日条例第 4 号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

職名		報酬の額	旅費の額
議会の議員	議長	月額 20,250 円	特等級の職員の例による。
	副議長	月額 18,750 円	
	議員	月額 17,250 円	
監査委員	識見を有する者	月額 17,250 円	
	議会選出者	月額 1,500 円	
第 2 条第 3 号に該当する者		予算に定められた範囲内	